

2 生畜第 438 号

令和 2 年 6 月 9 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課長 殿

農林水産省生産局畜産部
牛乳乳製品課長

夏期休業中に給食が実施される場合の牛乳の供給について（依頼）

学校給食用牛乳の供給は、学校給食給食用牛乳供給対策要綱（昭和 39 年 8 月 31 日文体給題 265 号文部事務次官、39 畜 A 第 5421 号農林事務次官依命通知）に基づき、幼児、児童及び生徒の体位・体力の向上に資するため、計画的かつ効率的に推進しているところです。

夏期は生乳生産の減少と牛乳消費の拡大が重なることから、夏期休業期間中に学校給食が実施された場合、地域によっては学校給食用牛乳の供給が不安定となる可能性があります。

このため、今般、農林水産省では、学校給食用牛乳の優先供給等について乳業者、生産者団体等に依頼したところです。しかしながら、乳業者、生産者団体等が学校給食用牛乳の優先供給等の取組を行ってもなお、学校給食用牛乳の供給が困難な事態が生じた場合の備えとして、持続的生産強化対策実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 13 第 2 の 2（4）イ（別添）に基づき牛乳代替品の供給が可能となっています。

つきましては、このことについて、各都道府県教育関係部局及び学校設置者や教職員、学校給食会などの給食関係者への周知をお願いいたします。

持続的生産強化対策事業実施要綱 別紙 13 学校給食用牛乳供給推進（一部抜粋）

第 1 事業の実施方針

本要綱別表 1 の 13 の学校給食用牛乳供給推進（以下「本事業」という。）に基づく学校給食への牛乳の供給に当たっては、原則として学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和 39 年 8 月 31 日付け文体給第 265 号、39 畜 A 第 5421 号文部事務次官、農林事務次官依命通知。以下「対策要綱」という。）及び学校給食用牛乳供給対策要領（平成 15 年 9 月 30 日付け 15 生畜第 2865 号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。）の規定により実施するものとする。

第 2 事業内容

1 事業の取組内容

(1) (略)

(2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

事業実施主体は、学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するとともに、保護者負担額の軽減を図るため、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部（以下「補助額」という。）について、供給数量に応じて供給事業者（都道府県知事が認める場合にあつては、対策要領第 4 の 3 において整備される機関等）に交付するものとする。

(以下略)

(3) (略)

2 事業対象の要件

(1) ～ (3) (略)

(4) 学校給食用牛乳の定義

ア 本事業は、学校給食用牛乳（1 本当たりの容量が原 200cc 以上の国内産の牛乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）第 2 条第 3 項に規定する牛乳をいう。）であつて、次の（ア）から（オ）までに定める用に供されるものをいう。以下同じ。）の供給を対象として実施することとする。（以下略）

イ アの規定にかかわらず、夏場の牛乳需要の逼迫時や台風等の災害発生時等の事由により牛乳供給が困難である場合には、事業実施主体は、本事業の実施方針や牛乳代替品の円滑な供給を図ることの重要性を踏まえ、学校給食用牛乳供給推進会議等における協議結果に基づき、容量を問わず、国内産を主原料とする（供給が困難な場合にはその限りでない。）成分調整牛乳等（乳等省令第 2 条に規定する成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳をいう。以下同じ。）の供給を対象とすることができる。

ウ～エ (略)

以下略